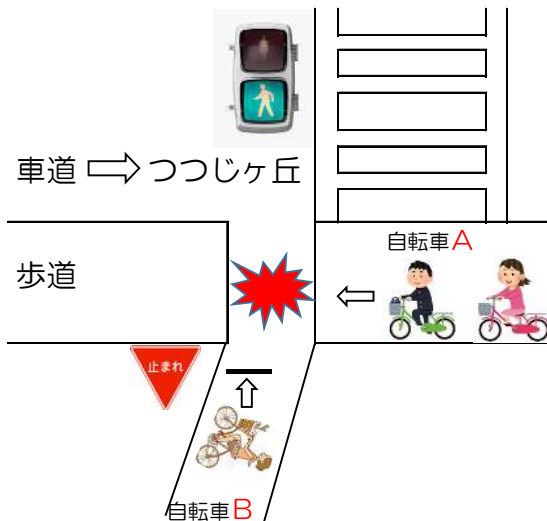


菊野台での自転車事故例

菊野台で下記事故が発生しました。

一時停止の履行、徐行による安全確認で、事故のない運転をしましょう！

1. 歩道で自転車同士の接触事故



- 【場所】 菊野台2-44, 信号機のある交差点
- 【状況】 自転車Aが歩道走行中に左方向から来た自転車Bと接触、Bが転倒し歩車道付近で膝を打撲し擦過傷、腰を打撲
- 【対応】 ① **二重事故の防止**；通行車両から視認できるようBの自転車を車道に仮設置、通行人が誘導を実施
② **救急**；被災者Bに症状確認の結果、頭部打撲無し、腰部打撲、持病の腰痛から立ち上がれないため119番連絡
③ **警察**；110番で状況連絡
④ **加害者A親に連絡**；Aに親の連絡先を聞き状況説明
- 【原因】 ① Bの一時停止不履行、左右不確認（信号が青のため一時停止と左右確認をせず急いで渡ろうとした）
② Aの前方不注意
- 【過失】 警察は道交法不履行を指摘するが、過失割合は民事のため本人同士が行う。今回は保険会社の対応状況から責任割合はA2割、Bが8割
- 【対策】 A；**一時停止**の履行。停止線で一旦停止し見える位置まで進み両側の安全を確認する。B；左方から自転車が来るかも知れないという事を**予測**し、**徐行**して**安全を確認**する。

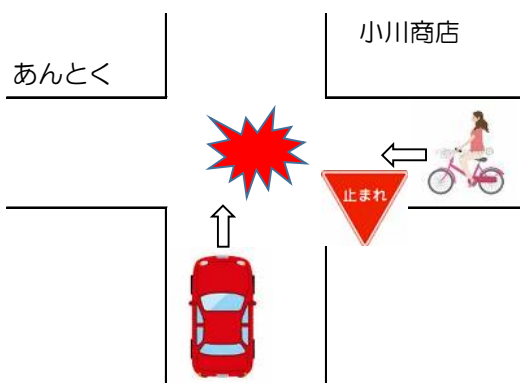
2. 「1」と同じ場所で自転車と歩行者がニアミス

自転車Bが一時停止不履行で青信号を渡ろうとした際、右方向から来た歩行者と危うく接触しそうになり口論となった。

◆ **Bの言い分**；青信号だから自転車が優先 ← **誤り**

【対策】 「1」に同じ

3. 交差点で自転車と自動車の接触事故



- 【場所】 菊野台2-6, 小川商店脇信号のない交差点
- 【状況】 自動車が直進中に右方向から来た自転車と接触、自転車が転倒し打撲と擦過傷、腰を打撲。運転者は通勤途中で事故を発生させ会社に行けないと頭を抱えていた。
- 【対応】 **救急**；軽い擦過傷と頭部打撲は無いため連絡せず
- 【原因】 自動車は、25km位の速度で走行しており、信号のない交差点での注意走行義務を怠った。自転車は20km位の速度で走行して一時停止不履行
- 【過失】 自転車が一時停止不履行とはいえ、双方が走行しているため双方過失となる。自動車の速度や自転車の一時停止不履行、速度を考慮すると過去の過失事例から、自動車2割、自転車8割と言える。
- 【対策】 自転車；**一時停止**の履行。停止線で一旦停止し見える位置まで進み両側の安全を確認する。自動車；右左方から自転車が来るかも知れないという事を**予測**し、**徐行**して**安全を確認**する。